



## 一時払がん先進医療終身特約

### 1. 総則

第1条 (用語の意義)

第2条 (特約の締結)

第3条 (特約の責任開始期および「がん責任開始日」)

第4条 (特約の保険期間および保険料の払込み)

### 2. 「がん」の診断確定

第5条

### 3. 給付金・保険金の支払い

第6条 (給付金・保険金の支払い)

第7条 (給付金の給付限度)

第8条 (「療養」を2回以上受けた場合の取扱い)

### 4. 特約保険金を支払わない場合 (免責事由)

第9条 (死亡保険金を支払わない場合)

### 5. 告知義務・告知義務違反による解除

第10条 (告知義務)

第11条 (告知義務違反による解除)

第12条 (告知義務違反により解除した場合の取扱い)

第13条 (告知義務違反による解除を行わない場合)

### 6. 重大事由による解除

第14条 (重大事由による解除)

第15条 (重大事由により解除した場合の取扱い)

### 7. 特約の無効および取消し

第16条 (不法取得目的による無効)

第17条 (詐欺による取消し)

### 8. 特約の消滅

第18条

### 9. 特約内容の変更

第19条 (給付金・死亡保険金の受取人の変更)

### 10. 特約の解約・解約返戻金額

第20条 (特約の解約)

第21条 (解約返戻金額)

第22条 (債権者等による解約の効力等)

### 11. 契約者配当

第23条

### 12. 請求手続き

第24条

### 13. 「指定代理請求人」による請求

第25条

### 14. 被保険者が死亡した場合の給付金請求の取扱い

第26条

### 15. 給付金等の支払いの時期・場所等

第27条

### 16. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第28条

### 17. 「主約款」の準用

第29条

**別表** 対象となるがん (悪性新生物)



一時払がん医療終身保険  
普通保険約款(主契約)



一時払がん先進医療  
終身特約



# 1. 総則

## 第1条（用語の意義）

この特約において、次の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	意義
がん	別表に定めるがん（悪性新生物）のことをいいます。
がん責任開始日	第3条（特約の責任開始期および「がん責任開始日」）にもとづいて、会社が、がん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金の保障を開始する日のことをいいます。
技術料	被保険者の受療した先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
基本保険金額	死亡保険金の支払額の計算に際して保証する金額のことをいい、この特約の保険料とします。
契約日	保険期間、被保険者の年齢および保険料の計算の基準となる日のことをいいます。
公的医療保険制度	健康保険法、国民健康保険法等の法律にもとづく医療保険制度のことをいいます。
指定代理請求人	被保険者が給付金を請求できない場合に備えて、被保険者の代理人として、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（1人の者に限ります。）のことをいいます。
主契約	主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
先進医療	平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号にもとづいて厚生労働大臣が定める先進医療のことをいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。
保険媒介者	会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）のことをいいます。
保険料積立金	保険金を支払うために保険料の中から積み立てておく金銭のことをいい、この特約の経過年月数により計算します。保険料積立金額は、保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。
療養	診察、薬剤または治療材料の支給、および処置、手術その他の治療のことをいいます。なお、被保険者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、その療養の開始日をその療養を受けた日とみなします。



## 第2条 (特約の締結)

- ① この特約は、「主契約」締結の際、保険契約者の申出により、「主契約」に付加して締結します。
- ② 保険証券の発行等の取扱いについては、「主約款」の規定を準用します。

## 第3条 (特約の責任開始期および「がん責任開始日」)

この特約の責任開始期および「がん責任開始日」は、「主契約」と同一とします。

## 第4条 (特約の保険期間および保険料の払込み)

- ① この特約の保険期間は、「主契約」と同一とします。
- ② この特約の保険料は、「主契約」の保険料とともに払い込んでください。

# 2. 「がん」の診断確定

## 第5条

「がん」の診断確定は、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

# 3. 給付金・保険金の支払い

## 第6条 (給付金・保険金の支払い)

この特約の給付金・保険金の支払いは、次に定めるところによるものとします。

給付金・保険金の種類	支払理由	支払額	受取人
がん先進医療給付金	この特約の「がん責任開始日」前に「がん」と診断確定されたことのない被保険者がこの特約の「がん責任開始日」以後の保険期間中に次の条件をすべて満たす「療養」を受けたとき イ. この特約の「がん責任開始日」以後の保険期間中に診断確定された「がん」を直接の原因とする「療養」であること	被保険者が受療した「先進医療」の「技術料」相当額	被保険者
がん先進医療一時給付金	ロ. 「公的医療保険制度」における「先進医療」による「療養」であること（「技術料」が「0」の場合を除きます。）	5万円	被保険者



給付金・ 保険金の種類	支払理由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき（公的機関の証明等により死亡が確認されたときを含みます。以下同じ。）	次の金額のうち、いずれか大きい金額 イ. この特約の「基本保険金額」 ロ. 被保険者が死亡した日におけるこの特約の保険料積立金額	「主契約」の死亡保険金受取人

### 第7条（給付金の給付限度）

- ① 給付金の支払いは、この特約の保険期間を通じてがん先進医療給付金とがん先進医療一時給付金の支払額を通算して2000万円を限度とします。
- ② がん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金の支払額とすでに支払ったがん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金の合計額が2000万円をこえる場合、前条にかかわらず、2000万円をこえる額についてはがん先進医療給付金およびがん先進医療一時給付金を支払いません。

### 第8条（「療養」を2回以上受けた場合の取扱い）

被保険者が「療養」を2回以上受けたときは、それらの「療養」のうち、がん先進医療一時給付金が支払われる直前の「療養」を受けた日から起算して60日以内に受けた「療養」に対しては、がん先進医療一時給付金を支払いません。

## 4. 特約保険金を支払わない場合（免責事由）

### 第9条（死亡保険金を支払わない場合）

- ① 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、この特約の死亡保険金を支払いません。

死亡保険金を支払わない場合（免責事由）
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自殺。この場合、この特約の責任開始の日から起算して3年以内の死亡に限ります。</li> <li>2. 保険契約者の故意（前号に該当する場合を除きます。）</li> <li>3. 「主契約」の死亡保険金受取人の故意（前2号に該当する場合を除きます。）。ただし、その者がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。</li> </ol>

- ② この特約の死亡保険金を支払わないときは、この特約の「保険料積立金」（前項第3号の場合は、支払わないこの特約の死亡保険金に対応する「保険料積立金」）を保険契約者に支払います。ただし、前項第2号によるときは支払いません。

## 5. 告知義務・告知義務違反による解除

### 第10条（告知義務）

この特約の締結の際、会社が告知書で質問した給付金または死亡保険金の支払理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。



## 第11条 (告知義務違反による解除)

- ① 前条により質問した事項の告知の際、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- ② 給付金または死亡保険金の支払理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、「主契約」の死亡保険金受取人または「指定代理請求人」に通知します。

## 第12条 (告知義務違反により解除した場合の取扱い)

- ① 前条によりこの特約を解除した場合には、給付金および死亡保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
給付金および死亡保険金の支払い	イ. 給付金および死亡保険金を支払いません。
	ロ. すでに給付金または死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ② 前項にかかわらず、給付金または死亡保険金の支払理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金または死亡保険金を支払います。
- ③ 前条によりこの特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## 第13条 (告知義務違反による解除を行わない場合)

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、第11条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行いません。

告知義務違反による解除を行わない場合
1. この特約の締結の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
2. 「保険媒介者」が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
3. 「保険媒介者」が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
5. この特約が、この特約の締結の際の責任開始の日から起算して2年をこえて有効に継続したとき



- ② 前項のうち次に定める規定に該当する場合であっても、それぞれ次に定める事由に該当するときは、会社は、この特約を解除することができます。

項目	告知義務違反による解除ができる場合
1. 前項第2号または第3号に該当する場合	前項第2号または第3号に定める「保険媒介者」の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったか、または事実でないことの告知をしたと認められるとき
2. 前項第5号に該当する場合	この特約の締結の際の責任開始の日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、給付金の支払理由が生じたとき。ただし、この特約の締結の際の責任開始の日から起算して5年を経過した場合を除きます。

## 6. 重大事由による解除

### 第14条（重大事由による解除）

- ① 会社は、次のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

重大事由
1. 保険契約者または被保険者が、この特約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
2. 保険契約者または「主契約」の死亡保険金受取人が、この特約の死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
3. この特約の給付金または死亡保険金の請求に関し、その給付金または死亡保険金の受取人が詐欺行為（未遂を含みます。）をしたとき
4. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるなど、保険契約者、被保険者または「主契約」の死亡保険金受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号および前号と同等の重大な事由があるとき

- ② 給付金または死亡保険金の支払理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、「主契約」の死亡保険金受取人または「指定代理請求人」に通知します。



## 第15条 (重大事由により解除した場合の取扱い)

- ① 前条によりこの特約を解除した場合には、給付金および死亡保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
給付金および死亡保険金の支払い	イ. 前条第1項に定める重大事由の発生時以後に支払理由が生じても、給付金および死亡保険金を支払いません。
	ロ. すでに給付金または死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ② 前条によりこの特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## 7. 特約の無効および取消し

### 第16条 (不法取得目的による無効)

この特約の締結の際の不法取得目的による無効については、「主約款」の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

### 第17条 (詐欺による取消し)

この特約の締結の際の詐欺による取消しについては、「主約款」の詐欺による取消しに関する規定を準用します。

## 8. 特約の消滅

### 第18条

「主契約」が消滅したときは、この特約は同時に消滅します。この場合、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
1. 主契約の解約返戻金が支払われるとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
2. 主契約の保険料積立金が支払われるとき	この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。

## 9. 特約内容の変更

### 第19条 (給付金・死亡保険金の受取人の変更)

この特約の給付金または死亡保険金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。



## 10. 特約の解約・解約返戻金額

### 第20条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。  
この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

### 第21条（解約返戻金額）

- ① この特約の解約返戻金は、この特約の保険料積立金額と同額とします。
- ② この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。

### 第22条（債権者等による解約の効力等）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約を解約することができる者によるこの特約の解約の効力等については、「主約款」の債権者等による解約の効力等に関する規定を準用します。

## 11. 契約者配当

### 第23条

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続き

### 第24条

- ① この特約の給付金等の支払いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出して請求してください。
- ② 前項に定める請求手続きに必要な書類は、次に定める書類のうち会社が提出を求めるものとします。

請求手続きに必要な書類
1. 請求権者であることを証する書類
2. 給付金等の支払理由が生じたことを証する書類
3. その他の請求手続きに必要な書類



## 13. 「指定代理請求人」による請求

### 第25条

被保険者が次の給付金を請求できない特別な事情があるときの「指定代理請求人」による請求については、「主約款」の「指定代理請求人」による請求に関する規定を準用します。

対象となる給付金
がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金



## 14. 被保険者が死亡した場合の給付金請求の取扱い

### 第26条

被保険者が死亡した場合で、支払うべき次の給付金があるときは、その請求については、「主約款」の被保険者が死亡した場合の給付金請求の取扱いに関する規定を準用します。

対象となる給付金
がん先進医療給付金、がん先進医療一時給付金

## 15. 給付金等の支払いの時期・場所等

### 第27条

この特約の給付金、死亡保険金等の支払いの時期および場所等については、「主約款」の給付金等の支払いの時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

### 第28条

- ① この特約の給付にかかわる「公的医療保険制度」の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、給付金の支払理由の変更を行うことがあります。
- ② 前項により給付金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

## 17. 「主約款」の準用

### 第29条

この特約に別段の定めのないときは、「主約款」を準用します。



別表

## 対象となるがん（悪性新生物）

対象となるがん（悪性新生物）の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、 <sup>こうくう</sup> 口腔および <sup>いんとう</sup> 咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および <sup>きょうくう</sup> 胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の <sup>しゆ</sup> 黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
<sup>じん</sup> 腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の <sup>せん</sup> 内分泌腺 <sup>せん</sup> の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00～D 09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D 45
骨髄異形成症候群	D 46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の その他の新生物（D 47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D 47.1 D 47.3



